

福岡市環境影響評価技術指針

平成 11 年 3 月 29 日

改定 平成 20 年 9 月 9 日
平成 25 年 3 月 29 日
平成 25 年 10 月 1 日
令和 2 年 7 月 1 日

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 計画段階配慮の基本的事項
- 第 3 計画段階配慮の手順
- 第 4 配慮書についての意見の聴取
- 第 5 環境影響評価の基本的事項
- 第 6 環境影響評価の手順
- 第 7 事後調査
- 表 1 環境要素
- 表 2 計画段階配慮における検討事項
- 表 3 地域特性に関し把握すべき自然的状況，社会的状況
- 表 4 計画段階配慮事項の選定
- 表 5 計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価手法
- 表 6 参考項目
- 表 7 参考手法

第 1 趣旨

- 1 この福岡市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は，福岡市環境影響評価条例（平成 10 年福岡市条例第 18 号）（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき，計画段階配慮，環境影響評価，事後調査その他の手続が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項を定めるものである。なお，この技術指針で使用する用語は，この技術指針に定めるもののほか，条例及び福岡市環境影響評価条例施行規則（平成 11 年福岡市規則第 43 号）（以下「施行規則」という。）で使用する用語の例による。
- 2 この技術指針は，今後の事例の集積や科学的知見の進展等により，必要に応じ，改定を行うものとする。
- 3 この技術指針は，一般的な事項を定めるものであり，事業者が計画段階配慮及び環境影響評価を実施するに当たっては，対象とする事業の特性（以下「事業特

性」という。)や対象事業実施区域(計画段階配慮においては事業実施想定区域)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を考慮して、適切な項目及び技術的手法を選定するものとする。その際、この技術指針に定める手法以外の適切な手法を採用することができる。

第2 計画段階配慮の基本的事項

1 計画段階配慮の対象とする環境要素

計画段階配慮の対象とする環境の構成要素(以下「環境要素」という。)は、福岡市環境基本条例(平成8年福岡市条例第41号)の趣旨を踏まえ、表1に掲げるものとし、計画段階配慮を行う環境要素の細項目については、事業特性及び地域特性に応じて適切に設定する。

2 計画段階配慮を実施する時期

計画段階配慮を実施する時期は、事業の計画の立案の段階(位置、規模又は配置、構造等の検討段階)において、表2に例示する検討事項について検討することが可能であり、かつ環境影響評価を実施する段階で回避・低減が困難と考えられる環境影響、影響が不可逆的である環境影響、又は長期間である環境影響等(以下「重大な環境影響」という。)の回避又は低減を図る上で最も適切な時期とする。

第3 計画段階配慮の手順

計画段階配慮事項に係る調査等は、以下に示す手順により実施する。

1 事業計画の検討

計画段階配慮にあたっては、表2を参考に、事業の位置、規模又は配置、構造に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとする。また、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に必要な対象事業の内容について検討し、以下の事項を基本に整理するものとする。

(1) 事業の名称

(2) 事業の種類

施行規則別表第1に掲げる事業の種類及び要件で該当するものを記載する。

(3) 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(4) 事業計画立案の背景、経緯及び必要性

事業計画立案の背景、経緯及び必要性を明らかにする。

(5) 位置等に関する複数案の内容

位置等に関する複数案については、事業者が実行可能な案を設定することとし、事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的である場

合には、当該案を含めるものとする。

なお、位置等に関する複数案の設定が困難な場合には、その理由等を記載する。

(6) 事業計画の概要

下記について、計画段階配慮の実施時点で可能な限り記載する。

- ① 事業実施想定区域及びその設定の根拠
- ② 事業計画、事業の規模及びその他の諸元
- ③ その他事業に関して、その事項の変更により環境影響が変化することとなる事項

2 地域特性に関する情報の把握

計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うために、当該選定に必要と考えられる地域特性に関する情報を把握する。

(1) 対象項目

表3に掲げる地域の自然的状況、社会的状況について実施するものとする。

(2) 実施方法

入手可能な最新の文献その他の資料の収集、整理により実施することとし、この場合において当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。また、調査対象の特性により必要に応じ、過去の状況や将来の状況に関連する情報を把握するものとする。

地域特性を明らかにする際、以下の点に留意する。

- ① 事業実施想定区域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、重大な環境影響のおそれのある地域又は対象
- ② 事業実施想定区域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、環境保全上配慮すべき事項

3 計画段階配慮事項の選定

(1) 影響要因及び環境要素の抽出

対象事業に係る環境影響の要因（以下「影響要因」という。）を事業特性に応じて区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、表4を参考として、対象事業に係る工事が終了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その撤去及び廃棄を含む。以下「存在及び供用」という。）に関する影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な環境影響を受けるおそれのある環境要素の区分の設定を行う。

なお、対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、工作物の撤去又

は廃棄が行われる場合には、その撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。)にあたり、重大な環境影響が生じると考えられる場合には、工事の実施に関する影響要因を対象とする。

(2) 計画段階配慮事項の選定

表4を参考として、影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の重大性を検討し、事業特性や地域特性に応じて、重大な環境影響のおそれのある計画段階配慮事項を選定する。

選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるものとする。

(3) 選定結果の整理

計画段階配慮事項の選定結果は、影響要因と環境要素の関係が一覧できるよう整理し、選定理由を明らかにする。この場合において、計画段階配慮事項の選定に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

4 計画段階配慮事項に係る調査の実施

計画段階配慮事項に係る調査は、計画段階配慮事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため実施する。

調査の手法の検討及び調査の実施に当たっては、表5に示す手法を参考に、以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 調査すべき情報及び調査方法

事業の種類や計画熟度、入手可能な情報、科学的知見の蓄積等に応じて、調査すべき情報や調査方法等を選定する。

調査すべき情報は、計画段階配慮事項に係る環境要素の状況に関する情報及び表3に掲げる事項に関する情報とする。

調査方法は、既存の文献又は資料の入手を基本とする。ただし、予測や評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難なとき、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する。また、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう、整理する。

(2) 調査地域

調査地域は、調査すべき情報、事業特性、地域特性及び入手可能な既存資料の精度等を勘案し、適切な範囲とする。

(3) 調査対象期間及び調査対象時期

調査対象期間及び調査対象時期は、調査すべき情報、事業特性、地域特性及び入手可能な既存資料の調査時期等を勘案し、適切な期間、時期を設定する。

(4) 調査に当たっての留意点

- ① 選定した計画段階配慮事項への影響の程度を適切に把握し、位置等に関する複数案が設定されている場合には当該複数案ごとに環境影響の程度を比較することが可能な調査の手法を選定する。
- ② 調査結果は、その信頼性や妥当性を明らかにできるように、調査結果の内容が記載された資料名、公表年等について整理する。
- ③ 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、環境保全上の支障を生じないように、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。
- ④ 事業者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果は、客観性及び適用性を確認した上で活用することができる。
- ⑤ 調査の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

5 計画段階配慮事項に係る予測の実施

計画段階配慮事項に係る予測は、計画段階配慮事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定する。

予測の手法の検討及び予測の実施に当たっては、表5に示す手法を参考に、以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 予測方法

事業の種類や計画熟度、入手可能な情報、科学的知見の蓄積等に応じて、環境影響の程度について、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法とし、定量的な把握が困難な場合は定性的な手法により把握するものとする。

なお、位置等に関する複数案が設定されていない場合には、事業者により重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて把握することが可能な手法を用いることとする。また、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように、整理する。

(2) 予測地域

事業特性、地域特性及び選定した計画段階配慮事項の特性等を勘案し、適切な予測地域を設定する。

また、設定に当たっては、使用する情報や予測手法の精度等についても留意する。

(3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、環境影響を的確に把握できる時期を対象とすることを基本とする。

事業特性、地域特性及び選定した計画段階配慮事項の特性等を勘案し、適切な時期を設定する。

また、設定に当たっては、使用する情報の調査対象時期や予測手法の条件等についても留意する。

(4) 予測に当たっての留意点

- ① 予測に当たっては、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の手法の特徴及び適用範囲並びに予測の前提条件について、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。
- ② 計画段階配慮での予測には不確実性が一定程度存在する可能性があるため、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理することが望ましい。
- ③ 予測の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 計画段階配慮事項に係る評価の実施

計画段階配慮事項に係る評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理する。

可能である場合には、環境の保全の観点からの基準又は目標との整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

評価は、表5に示す手法を参考に、以下の区分でとりまとめるものとする。

(1) 計画段階配慮事項ごとの評価

ア 評価方法

評価は、調査及び予測の結果とともに、計画段階配慮事項ごとにとりまとめる。計画段階配慮事項の特性や予測手法（定量的・定性的）を踏まえ、環境影響の程度について評価が可能な手法を選定する。

位置等に関する複数案が設定されている場合には、案ごとに、選定した計画段階配慮事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合には、事業者により重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて評価を行う。その際、環境保全措置について検討を行う場合は、福岡市環境基本条例及び福岡市環境基本計画の趣旨を踏まえ、適切に環境保全を図るものとする。

また、可能である場合には、環境の保全の観点からの基準又は目標との整合性が図られているか否かについても検討する。

イ 評価に当たっての留意点

- ① 評価の手法について、その根拠及び妥当性並びに検討経緯について明らかにする。
- ② 評価の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

(2) 総合評価

計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果に基づき、対象事業の計画段階配慮に係る総合的な評価を行うものとする。計画段階配慮事項ごとの評価は、位置等に関する複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とし、総合評価は、計画段階配慮事項ごとの影響の比較整理を行った上で、総括として位置等に関する複数案の環境影響に関する特徴を整理する。

第4 配慮書についての意見の聴取

配慮書について、条例第4条の7の規定による一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合は、以下に示すとおり実施する。

なお、意見を求める場合の意見の聴取の期間は、配慮書の公表の日から起算して30日を経過する日までとする。

1 意見を求める旨の公表

配慮書について環境の保全の見地からの意見を求める場合は、以下に示す内容を、条例第4条の5の規定による配慮書の公表にあわせて、同様の時期及び方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称及び種類
- (3) 事業の実施が想定される区域
- (4) 公表等の方法及び期間
- (5) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

意見書に記載する環境の保全の見地からの意見は、その理由を併せて記載するものとし、外国語による場合は日本語訳を付すものとする旨

- (6) 意見書の提出期限及び提出先、その他提出に必要な事項

2 配慮書についての意見の概要の提出

事業者は、意見書の提出を受けたときは、意見書の提出期限を経過した後、市長に対し、意見の概要を記載した書類（以下「意見概要書」という。）の提出又

は意見がなかった旨の通知を、意見概要書提出書（規則様式第6号）に準じた書類に添付して行う。なお、意見概要書の提出は配慮書市長意見の送付前であることが望ましい。

3 意見書により環境の保全の見地からの意見を求めない場合

(1) その他の環境情報の交流のための手法による意見聴取

事業者は、意見書の提出による意見聴取を行わない場合には、その他の環境情報の交流のための手法により意見聴取を実施することが望ましい。その他の環境情報の交流のための手法により意見聴取を実施した場合には、用いた手法を方法書に記載するものとする。

(2) 環境の保全の見地からの意見を求めない場合

事業者は、意見書又はその他の環境情報の交流のための手法により配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めない場合には、その理由を方法書に記載するものとする。

第5 環境影響評価の基本的事項

1 環境影響評価の対象とする環境要素

環境影響評価の対象とする環境要素は、福岡市環境基本条例の趣旨を踏まえ、表1に掲げるものとし、環境影響評価を行う環境要素の細項目については、計画段階配慮の結果を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性に応じて適切に設定する。

2 環境影響評価を実施する時期

環境影響評価を実施する時期は、計画段階配慮手続の終了後、対象事業の内容がおおむね特定され、かつ環境への配慮を当該事業の内容に反映させることが可能な時期とする。

3 事業計画の策定における環境への配慮

事業計画の策定に当たっては、福岡市環境基本計画及び福岡市環境配慮指針との整合を図り、地域環境及び地球環境の保全について配慮するとともに、環境影響評価の各段階において、環境影響の回避、又は低減に努めるものとする。

第6 環境影響評価の手順

環境影響評価に係る調査等は、以下に示す手順により実施する。

環境影響評価を行うに当たっては、計画段階配慮の結果を踏まえるとともに、計画段階配慮の過程で収集した情報及び予測結果等を活用するものとする。

1 事業内容の検討

事業計画の策定に当たっては、計画段階配慮において行った検討の結果が活かされ、重大な環境影響が回避、又は低減されることが重要である。計画段階配慮

の結果を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に必要な対象事業の内容について検討し、以下の事項を基本に整理するものとする。

(1) 事業の名称

(2) 事業の種類

施行規則別表第1に掲げる事業の種類及び要件で該当するものを記載する。

(3) 事業の規模及びその他の諸元

事業の規模及び施行規則別表第3に掲げる事業の諸元で該当するものその他の環境影響評価に必要な諸元を記載する。

(4) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(5) 計画段階配慮を踏まえた事業の背景、事業計画の策定に至るまでの経緯及び必要性

計画段階配慮の結果及び配慮書市長意見等を勘案し、事業の背景、事業計画の策定に至るまでの経緯及び必要性並びに環境保全の配慮に係る検討の経緯及び内容を明らかにする。

(6) 事業の概要

① 事業計画

② 土地利用計画、施設計画及び交通計画

③ 工事計画

④ 供用及び管理の計画

⑤ その他事業に関して、その事項の変更により環境影響が変化することとなる事項

(7) 環境保全の方針

事業に係る環境保全の方針及びその理由を明らかにする。

2 地域特性に関する情報の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うために、当該選定に必要と考えられる地域特性に関する情報を把握するものである。

(1) 対象項目

表3に掲げる地域の自然的状況、社会的状況について実施するものとする。

(2) 実施方法

既存資料の収集、整理により実施することとし、必要に応じ、現地の状況の確認等を行うものとする。また、調査対象の特性により必要に応じ、過去の状況や将来の状況に関連する情報を把握するものとする。

計画段階配慮において把握した情報が使用できる場合は、必要に応じて時点更新や追加を行い、活用する。

また、地域特性を明らかにする際は、対象事業実施区域における自然環境の

保全，人の健康の保護，生活環境の保全の観点から，環境保全上配慮すべき事項に留意する。

3 環境影響評価項目の選定

(1) 影響要因及び環境要素の抽出

影響要因及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を抽出する。抽出に当たっては，表6を参考として，事業特性，地域特性及び計画段階配慮の結果を踏まえ，適切に影響要因及び環境要素の設定を行う。

なお，影響要因は，次に掲げる区分による。

- ① 工事の実施
- ② 存在及び供用

(2) 環境影響評価項目の選定

表6を参考として，影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の重大性を検討し，事業特性や地域特性に応じて適切に環境影響評価項目を選定する。

検討に当たっては，地域特性について把握した情報を踏まえ，必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けるものとする。

環境影響評価項目は，対象とする物質名や種名等を可能な限り具体的に明らかにする。

(3) 選定結果の整理

環境影響評価項目の選定結果は，影響要因と環境要素の関係が一覧できるよう整理し，選定理由を明らかにする。この場合において，環境影響評価項目の選定に関して，専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けたときは，その内容及び専門分野を明らかにする。また，当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

4 調査，予測及び評価の手法の検討

選定項目について，項目の特性及び対象事業の特性を勘案し，表7に示す手法を参考に，環境要素への影響の程度を適切に把握し，環境の保全について適切な配慮を検討できる調査，予測及び評価の手法を選定する。

(1) 調査の手法

調査の手法については，5の環境影響評価に係る調査の実施の考え方に従い，以下の事項を検討する。

- ① 調査すべき情報及び調査方法
- ② 調査地域及び調査地点
- ③ 調査期間及び調査時期

(2) 予測の手法

予測の手法については，6の環境影響評価に係る予測の実施の考え方に従い，以下の事項を検討する。

- ① 予測方法
 - ② 予測地域及び予測地点
 - ③ 予測対象とする時期，期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）
- (3) 評価の手法

評価の手法については，7の環境影響評価に係る評価の実施の考え方に従い，以下の事項を検討する。

- ① 環境影響の回避，低減に係る評価の手法
 - ② 福岡市環境基本計画，福岡市環境配慮指針及び環境基準その他の市，福岡県若しくは国によって環境の保全の観点からの施策で示されている基準又は目標（以下「環境の保全の観点からの基準又は目標」という。）との整合性に係る評価の手法
- (4) 手法の選定結果の整理

調査，予測及び評価の手法の選定結果は，影響要因の区分で環境影響評価項目ごとに整理し，それぞれの選定理由を明らかにする。この場合において，調査，予測及び評価の手法の選定に関して，専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けたときは，その内容及び専門分野を明らかにする。また，当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

5 環境影響評価に係る調査の実施

対象事業の環境影響評価に係る調査は，環境影響評価項目の特性，事業特性及び地域特性を踏まえ，予測及び評価を行うために必要とされる水準の情報を得るため実施する。

調査の手法の検討及び調査の実施に当たっては，以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 調査すべき情報及び調査方法

調査すべき情報は，環境影響評価項目に係る環境要素の状況に関する情報及び表3に掲げる事項に関する情報とする。

調査方法は，既存の文献又は資料の入手，専門家からの科学的知見の聴取，現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し，その結果を整理及び解析する方法とする。

また，法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には，これを踏まえ，適切な調査方法を選定するものとする。

(2) 調査地域及び調査地点

調査地域は，調査内容，事業特性及び地域特性を勘案し，対象事業の実施により環境の状況が一定程度以上変化する範囲，環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

調査すべき情報の特性に応じて調査地域内に調査地点を設定する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

(3) 調査期間及び調査時期

調査期間及び調査時期は、調査すべき情報及び地域特性に応じ、適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯を設定する。この場合、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、情報が適切に把握できるように、年間を通じた調査は、必要に応じて調査対象の状況に変動が少ないと考えられる時期から調査が開始されるよう調査時期を設定するものとする。

(4) 調査に当たっての留意点

- ① 調査結果は、その信頼性や妥当性を明らかにできるように、調査結果の内容が記載された文献名、調査結果を得るために実施した調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について整理する。
- ② 希少な動植物の生息・生育に関する情報については、環境保全上の支障を生じないように、公開に当たっては必要に応じ種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。
- ③ 調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定する。
- ④ 調査の手法の選定について、地域特性を勘案するに当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化することであることを留意する。
- ⑤ 調査の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 環境影響評価に係る予測の実施

対象事業に係る環境影響評価の予測は、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、環境保全措置及び評価を検討するために必要とされる水準の情報を得るため、選定した環境影響評価項目について環境の状況の変化又は環境への負荷の量の予測を行う。

予測の手法の検討及び予測の実施に当たっては、以下の基本的な考え方に従うものとする。

(1) 予測方法

予測方法は、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の予測方法のうちから、適切な方法を選定する。この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握するものとする。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域のうちから適切に設定するものとする。

環境影響評価項目の特性に応じて予測地点を設定する場合は、保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点を設定するものとする。

(3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、環境影響評価項目ごとに工事の実施、存在及び供用による環境影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯を設定する。

ア 工事の実施

工事の実施については、工事による影響が最大になる時期又は工事終了時を基本として、適切な予測対象時期等を設定する。

イ 存在及び供用

存在及び供用については、存在による影響がほぼ確定する時期、供用時の活動が定常的な状態及び影響が最大（最大になる時期を設定することが出来る場合に限る。）となる時期を基本として、供用後の適切な予測対象時期等を設定する。

ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事の完了前に供用する場合においては、必要に応じて、中間的な時期において補完的な予測対象時期等を設定するものとする。

(4) 予測に当たっての留意点

- ① 予測に当たっては、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測で用いた原単位及びパラメータその他の予測の前提条件について、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理する。
- ② 予測は、対象事業以外の事業活動その他の要因によりもたらされる地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合においては、現在の環境の状況とする。）を勘案して行うものとし、将来の環境の状況は、市、福岡県又は国が有する情報を収集して設定する。
- ③ 将来の環境の状況の設定に当たって、市、福岡県又は国による環境保全施策の効果を見込む場合は、当該施策の内容及び見込まれる効果を明らかにする。
- ④ 予測の手法や環境保全措置の効果に関する知見が十分に蓄積されていない場合、計画の熟度等により予測条件が不確定な場合その他の予測の不確実性を伴う場合は、予測の不確実性の内容及び程度並びにそれに伴う環境への影響の程度を検討し、整理する。この場合、必要に応じ予測の前提条件を変化させることにより得られる結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の

程度を把握する。

- ⑤ 予測の実施に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

7 環境影響評価に係る評価の実施

対象事業の環境影響評価に係る評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合はその結果を踏まえ、事業の実施により環境影響評価項目に係る影響が、事業者により実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。

また、評価に際しては、環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合が図られているか否かについて検討するものとする。この場合、工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれがある環境要素であって環境基準が定められているものについては、当該環境基準との整合が図られているか否かについて検討する。

評価は、以下の区分でとりまとめるものとする。

(1) 項目ごとの評価

評価は、調査及び予測の結果とともに環境影響評価項目ごとにとりまとめる。この場合、環境保全措置の実施を検討した場合は、その結果について併せて評価を行うものとする。

また、評価の手法について、その根拠及び妥当性並びに検討経緯について明らかにする。

(2) 総合評価

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の結果に基づき、対象事業の環境影響評価に係る総合的な評価を行うものとする。総合的な評価は、調査、予測及び評価の結果の概要が一覧できるよう整理するものとする。

また、環境影響評価項目間の相互影響について検討した場合は、その結果を明らかにする。

8 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること（以下「代償措置」という。）、及び当該環境影響に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を

検討するものとする。

環境保全措置の検討は、回避、低減を優先し、その結果を踏まえ、代償措置を検討する。

(2) 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置の複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置を検討したときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 検討した環境保全措置及びそのうち講じることとした環境保全措置とその選定の理由
- ② 講じることとした環境保全措置の内容、実施主体及び実施の方法
- ③ 講じることとした環境保全措置の効果及び当該措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該措置の効果の不確実性の程度
- ④ 代償措置を講じようとする場合は、環境影響を回避し、又は低減させることが困難な理由及び代償措置の実施により、損なわれる環境の有する価値を代償することが可能と判断した根拠
- ⑤ 代償措置を講じようとする場合は、損なわれる環境要素と創出される環境要素の位置、種類及び内容
- ⑥ 環境保全措置について、複数の案を検討した場合又は段階的に検討した場合は、環境保全措置の決定に至るまでの経緯及び選定しなかった環境保全措置の案との比較検討結果
- ⑦ 環境保全措置に関して、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた場合は、その内容及び専門分野（当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努める）

第7 事後調査

1 事後調査の趣旨

事後調査は、条例第29条に基づき、事業者が、環境影響評価の不確実性を踏まえ、事業の実施に係る環境の状況等について調査を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講ずることで、環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施に資することを目的とする。

2 事後調査を実施する項目

事後調査は、環境影響評価項目のうち、予測の不確実性及び環境保全措置の効果の不確実性並びに環境影響の程度を踏まえ、以下に掲げるものについて工事の

実施時、存在及び供用時において実施するものとする。

- (1) 予測の不確実性が高く、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの
- (2) 環境保全措置の効果に係る知見が不十分で、かつ、相当程度の環境影響が予想されるもの
- (3) その他、予測結果の検証が必要と考えられるもの

3 事後調査計画の作成

事後調査を実施することとした場合には、4の事後調査の実施の考え方に従い、事後調査の対象とする項目ごとに以下に掲げる事項を検討する。

- (1) 事後調査を実施することとした理由
- (2) 事後調査手法
 - ① 調査地域又は調査地点
 - ② 調査方法
 - ③ 調査時期及び調査期間
- (3) 事後調査の評価方法

4 事後調査の実施

事後調査は、事後調査計画及び事業の進捗状況を踏まえ、以下の事項を基本に実施する。

(1) 調査内容

事後調査の内容は、以下のとおりとする。

- ① 事後調査項目に係る環境の状況
- ② 対象事業の進捗状況及び事後調査項目に係る環境への負荷の状況
- ③ 事後調査項目に係る環境保全措置の実施状況

(2) 調査時期及び調査期間

事後調査の調査時期及び調査期間は、環境影響評価の予測対象時期等を基本とする。

なお、影響の出現に時間を要するものや影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間の調査を行うものとする。

(3) 調査の手法

事後調査は原則として現地調査により把握するものとし、調査地域又は調査地点、調査方法は、環境影響評価の調査の手法を基本に選定するものとする。

ただし、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、適宜簡略化等を行うことができる。

事後調査手法は、事後調査の実施に伴う環境への影響を回避、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するものとする。

5 事後調査実施後の検討

事後調査の結果は環境影響評価の予測及び評価の結果と比較検討し、環境への

影響が大きい場合には、必要な環境保全措置を講じるものとする。

また、新たに環境保全措置を実施することとした場合は、影響を受けるおそれがある環境要素について事後調査計画を見直し、事後調査を実施するものとする。

6 事後調査の終了の判断

事後調査の終了にあたっては、評価書に記載された事後調査計画に基づいて適切に実施されたかどうか、客観的かつ科学的に検討し、妥当性を判断するものとする。

また、その結果を事後調査報告書（最終報告）に記載するものとする。

7 事後調査報告書の作成

事後調査報告書は、事後調査の状況により、以下の種別の報告書を作成するものとする。

(1) 事後調査報告書（中間報告）

事後調査が複数年に渡る場合に、年度ごとに実施した事後調査の結果を整理し、事後調査報告書（中間報告）を作成する。施行規則第34条に規定される事項を記載するものとし、同条第10号に規定されるその他市長が認める事項については、下記の事項を基本とする。

- ① 事後調査の結果により新たに実施することとした環境保全措置がある場合はその内容及び実施の理由
- ② 事後調査の総合的な評価

(2) 事後調査報告書（工事終了後報告）

工事が終了した場合は、工事の実施時に行ったすべての事後調査の結果を整理し、(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書（工事終了後報告）を作成する。

(3) 事後調査報告書（最終報告）

工事の実施時、存在及び供用時に行った事後調査がすべて終了した場合は、実施したすべての事後調査の結果を整理し、(1)に規定する事項を基本に最後の事後調査報告書（最終報告）を作成する。

(4) 事後調査報告書（緊急報告）

実施した調査結果により、環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断される場合、又は環境影響評価で実施することとした環境保全措置を変更するか、若しくは新たな環境保全措置を講じることとした場合は、該当する事後調査項目について(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書（緊急報告）を作成する。

表 1 環境要素

大項目	中項目	小項目	細項目
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素
			二酸化硫黄
			浮遊粒子状物質
			粉じん等
			有害物質
		騒音	騒音
			超低周波音
		振動	
	悪臭		
	その他の大気環境		
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)
			水の濁り (浮遊物質)
			富栄養化 (全窒素, 全りん)
			有害物質
		底質	
		地下水	
		その他の水環境	
	土壌環境, その他の 環境	地形・地質	
		地盤	
		土壌	
その他の環境		日照阻害	
		風況	
	シャドーフリッカー		
	反射光		
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	動物		
	植物		
	生態系		
人と自然との 豊かな触れ合いの確保	景観		
	人と自然との触れ合いの活動の場		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	
		残土	
	温室効果ガス等	二酸化炭素	
		その他の温室効果ガス	

表2 計画段階配慮における検討事項

事業種		位置・規模の検討段階		配置・構造の検討段階	
		位置	規模	配置	構造
点事業	火力発電所，風力発電所，下水道終末処理場，ごみ焼却施設，工場又は事業場等	・実施位置	・出力 ・処理能力	・施設・設備等の配置 ・土地利用計画	・方式，機種 ・施設・設備等の構造
線事業	道路，河川工事，鉄道・軌道等	・起終点 ・ルート（複数案，幅を持ったルート帯等）		・構造 （平面，高架，トンネル，切盛等） ・車線数，線路数等	
面事業	ダム・堰 ^{せき} ，飛行場，太陽電池発電所，廃棄物最終処分場，埋立て・干拓，土地区画整理事業，流通業務団地造成事業，運動場又はレクリエーション施設，住宅団地の造成，土石の採取，工場又は事業場，その他の土地の造成等	・実施位置	・面積 ・処理能力	・施設・設備等の配置 ・土地利用計画	・方式，機種等 ・施設・設備等の構造

- ※ 点事業：対象事業の規模要件が，出力規模や処理能力等により規定されるもの
- ※ 線事業：対象事業の規模要件が，長さにより規定されるもの
- ※ 面事業：対象事業の規模要件が，面積により規定されるもの
大まかな事業種として分類したものであり，厳密に区分したものではない。

表3 地域特性に関し把握すべき自然的状況，社会的状況

区 分		把握すべき情報の例
自然的状況	大気環境	気象，大気質，騒音，振動その他の大気に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	水環境	水象，水質，水底の底質その他の水に係る環境の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	環境，その他の環境	地形・地質，地盤，土壌の状況 (環境基準の確保の状況を含む。)
	動物，植物，生態系	動植物の生息又は生育の状況，植生及び生態系の状況
	景観，人と自然との 触れ合いの活動の場	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
社会的状況	人口・産業	人口及び産業の状況
	資源利用	土地利用並びに河川，海域の利用の状況
	社会資本整備等	交通及び下水道整備の状況 学校，病院その他の環境の保全について，特に配慮が必要な 施設の配置の状況
	環境保全上の指定 ・規制の状況	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他 の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
その他の必要な事項		

表4 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分		事業計画の特性	地域特性		
大気環境	大気質	・大気汚染物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する	既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する
	騒音, 超低周波音	・騒音・超低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
	振動	・振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
	悪臭	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
水環境	水質	・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり ・水域の改変等に伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する	既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する
	底質	・工事において汚染底質を拡散させるおそれあり ・底質の移動等を発生させ性状が変化し、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
	地下水	・周辺の地下水位、水質の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
土壌環境・その他の環境	地形・地質	・大規模な地形の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する	既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する
	地盤	・周辺の地下水位の変化を生じさせ、地盤沈下の程度が著しいものとなるおそれあり ・大規模な地盤の変形を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
	土壌	・工事において汚染土壌を拡散させるおそれあり ・大規模な土壌改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり			
動物, 植物		・重要な種の生息・生育環境の改変 ・長大構造物による生息場所やネットワークの分断, 断片化 ・重要な種が特別に利用する地域での障害(渡りルート等)	環境影響を受けやすい種等が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された種等(重要な種, 重要な群落等)が存在する	法令等により指定されていないが地域により注目されている種等が存在する
生態系		・重要な生息・生育環境の改変 ・長大構造物による生息場所や生態系ネットワークの分断, 断片化 ・生物が特別に利用する地域での障害(渡りルート等) ・河川, 海域の流砂系の改変 等	環境影響を受けやすい場が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された場が存在する	法令等により指定されていないが地域により注目されている場が存在する
景観		・景観資源, 眺望点を直接改変 ・眺望点と景観資源の間に長大構造物, 高構造物が出現することによる眺めの変化 ・視認性の高い長大構造物, 高構造物による周辺からの眺めの変化	環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する	環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する	法令等により指定されていないが地域により重要な場として選定すべき地域又は対象が存在する
人と自然との触れ合い活動の場		・触れ合い活動の場を直接的に改変 ・触れ合い活動の場の環境質, アクセス特性を改変			
廃棄物等		・一般・産業廃棄物, 残土の排出量の程度が著しいもの	—	—	—
温室効果ガス等		・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	—	—	—

※影響要因は、存在及び供用に関する要因を表4を参考に選定することを基本とするが、工事の実施にあたり、重大な環境影響が生じると考えられる場合には、工事の実施に関する影響要因を選定する。

工事の実施にあたり、重大な環境影響が生じると考えられる場合は、

- ・工事期間による影響が著しく長く継続する場合
 - ・工事が一時的であっても影響が長く続き回復に長期間を要する場合
- などを想定している。

表5 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価手法

調査すべき情報	調査方法	調査地域
<ul style="list-style-type: none"> 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報 気象、水象その他の自然的状況に関する情報 人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市、福岡県又は国が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法 情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素にかかる選定事項にかかるものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法 重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお、必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される区域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

予測方法	予測地域
<ul style="list-style-type: none"> 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法 定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうちから適切に選定された地域

評価の手法
<ul style="list-style-type: none"> 位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法 福岡市、福岡県又は国が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法

注) 生態系に関する考え方

生態系については、重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

区分	重要な自然環境のまとまりの場
人為的な改変をほとんど受けない自然環境、一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境	自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等
減少又は劣化しつつある自然環境	里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等
地域において重要な機能を有する自然環境	水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩落防止機能を有する緑地等
地域を特徴づける重要な自然環境	都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等

表6 参考項目

表6-1 道路, 鉄道・軌道

事業の種類			道路, 鉄道・軌道						
影響要因の区分			工事の実施		存在・供用				
環境要素	影響要因	影響要因	建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	構造物の存在		自動車の走行 (道路事業)	列車の走行 (鉄道・軌道事業)	
					(地上式)	(高架式)			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質					○	
			粉じん等	○	○				
			有害物質						
		騒音	騒音	○	○			○	○ (地下を走行する場合を除く)
			超低周波音					○ (橋梁又は高架構造の場合に限る)	○ (橋梁又は高架構造の場合に限る)
		振動	○	○				○	○
	悪臭								
	その他の大気環境								
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						
			水の濁り (浮遊物質)						
			富栄養化 (全窒素, 全りん)						
			有害物質						
		底質							
		地下水							
		その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質	地形・地質	○		○	○		
			地盤						
			土壌						
		その他の環境	日照阻害				○		
			風況						
	反射光								
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		○		○	○		
		植物		○		○	○		
		生態系		○		○	○		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				○	○		
人と自然との触れ合いの活動の場				○	○				
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○						
		残土	○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素							
		その他の温室効果ガス							

表6-2 ダム・堰^{せき}

事業の種類			ダム・堰 ^{せき}			
影響要因の区分			工事の実施		存在・供用	
環境要素	影響要因		建設工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	ダム の存在・供用	せき 堰の存在・供用
環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等	○	○	
			有害物質			
		騒音	騒音	○	○	
			超低周波音			
		振動	○	○		
		悪臭				
	その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り (浮遊物質)	○		○
			富栄養化 (全窒素, 全りん)			○
			有害物質			
		底質			○	
		地下水			○	
	その他の水環境					
	土壌環境, その他の 環境	地形・地質	地形・地質			○
			地盤			○
		その他の 環境	日照障害			
風況						
シャドーフリッカー						
反射光						
生物の多様性の確保 及び自然環境の 体系的保全	動物		○		○	
	植物		○		○	
	生態系		○		○	
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○			
		残土	○			
	温室効果ガス等	二酸化炭素				
		その他の温室効果ガス				

表6-3 河川工事

事業の種類				河川工事		
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用
環境要素	影響要因			建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	河川護岸の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等	○	○	
			有害物質			
		騒音	騒音	○	○	
			超低周波音			
		振動	○	○		
		悪臭				
		その他の大気環境				
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			
			水の濁り (浮遊物質)	○		
			富栄養化 (全窒素, 全りん)			
			有害物質			
		底質				
		地下水 その他の水環境				
	土壌環境, その他の環境	地形・地質	地形・地質			○
			地盤			
			土壌			
		その他の環境	日照障害			
風況 シャドーフリッカー 反射光						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		○		○	
	植物		○		○	
	生態系		○		○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○			
		残土	○			
	温室効果ガス等	二酸化炭素				
		その他の温室効果ガス				

表6-4 飛行場

事業の種類				飛行場					
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用			
環境要素	影響要因			建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用	
									環境要素
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○			○	○	
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	○	○				
			有害物質						
		騒音	騒音	○	○			○	
			超低周波音						
		振動		○	○				
		悪臭							
		その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)						○
			水の濁り (浮遊物質)	○					
			富栄養化 (全窒素, 全りん)						
			有害物質						
		底質							
		地下水							
		その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質	地形・地質			○			
			地盤						
			土壌						
		その他の環境	日照阻害						
			風況 シャドーフリッカー 反射光						
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					○		
植物					○				
生態系					○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					○			
	人と自然との触れ合いの活動の場					○			
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等		○					
		残土		○					
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○	
		その他の温室効果ガス						○	

表6-5 工場・事業場等(※1)

事業の種類				工場・事業場等					
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用			
環境要素	影響要因			建設 工事 の実施	資材等 運搬 車両 の走行	造成地 ・施設 の存在	下水 処理場 の稼働	ごみ焼却施設, 発電所及び その他の工場 の稼働	原料・ 製品等 搬入出車両 の走行
環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	
			二酸化硫黄					○	
			浮遊粒子状物質					○	
			粉じん等	○	○				○
			有害物質					○	
		騒音	騒音	○	○		○	○	○
			超低周波音						
			振動	○	○		○	○	○
		悪臭				○	○		
	その他の大気環境								
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量,化学 的酸素要求量)				○	○	
			水の濁り (浮遊物質質量)	○			○	○	
			富栄養化 (全窒素, 全りん)				○	○	
			有害物質				○	○	
		底質							
		地下水							
		その他の水環境							
	土壌環境, その他の 環境	地形・地質	地形・地質			○			
			地盤						
			土壌						
その他 の環境		日照阻害							
		風況 シャドーフリッカー 反射光							
生物の多様性の確保 及び自然環境の 体系的保全	動物				○				
	植物				○				
	生態系				○				
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○			○	○		
		残土	○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素				○	○		
		その他の温室効果ガス				○			

(※1) 発電所(風力発電所及び太陽光発電所を除く), 下水道終末処理場, ごみ焼却施設, 工場又は事業場

表6-6 風力発電所

事業の種類				風力発電所			
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用	
環境要素	影響要因			建設工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	風力発電施設 の存在	施設 の稼働
				環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素
二酸化硫黄							
浮遊粒子状物質							
粉じん等	○	○					
有害物質							
騒音	騒音	○	○				○
	超低周波音						○
振動	○	○					
悪臭							
その他の大気環境							
水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)					
		水の濁り (浮遊物質)	○				
		富栄養化 (全窒素, 全りん)					
		有害物質					
	底質						
	地下水						
その他の水環境							
土壌環境, その他の 環境	地形・地質	地形・地質				○	
		地盤					
		土壌					
	その他 の環境	日照障害					
		風況 シャドーフリッカー 反射光				○	
生物の多様性の確保 及び自然環境の 体系的保全	動物					○	
	植物					○	
	生態系					○	
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等		○			
		残土		○			
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○
		その他の温室効果ガス					

表6-7 太陽電池発電所

事業の種類			太陽電池発電所				
影響要因の区分			工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因		造成工事 の実施	資材等 運搬車両 の走行	太陽電池 発電施設 の存在	施設 の稼働	
	環境要素						
環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	○	○		
			有害物質				
		騒音	騒音	○	○		○
			低周波音				
		振動		○	○		
		悪臭					
		その他の大気環境					
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求 量(BOD)、化学的酸 素要求量(COD))				
			水の濁り (浮遊物質(SS))	○		○	
			富栄養化 (全窒素、全磷)				
			有害物質				
		底質					
		地下水					
		その他の水環境					
	土壌環境、 その他の 環境	地形、地質	地形、地質			○	
			地盤				
			土壌				
		その他の 環境	日照障害				
			風況				
			シャドーフリッカー				
	反射光				○		
	生物の多様性の確 保及び自然環境の 体系的保全	動物		○		○	
		植物		○		○	
		生態系		○		○	
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○		○		
		残土	○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素				○	
		その他の温室効果ガス					

表6-8 廃棄物最終処分場

事業の種類				廃棄物最終処分場				
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因			建設工事の実施	資材等運搬車両の走行	最終処分場の存在	廃棄物の埋立て	廃棄物運搬車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					
			二酸化硫黄					
			浮遊粒子状物質					
			粉じん等	○	○		○	○
			有害物質					
		騒音	騒音	○	○		○	○
			超低周波音					
		振動	○	○		○	○	
	悪臭				○			
	その他の大気環境							
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			○ (海面埋立に限る)	○	
			水の濁り (浮遊物質)	○			○	
			富栄養化 (全窒素, 全りん)			○ (海面埋立に限る)	○	
			有害物質				○	
		底質						
		地下水						
	その他の水環境							
	土壌環境, その他の環境	地形・地質				○		
		地盤						
		土壌						
その他の環境		日照阻害						
		風況						
シャドーフリッカー								
反射光								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物			○		○		
	植物			○		○		
	生態系			○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場			○		○		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等		○				
		残土		○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○	
		その他の温室効果ガス					○	

表6-9 埋立・干拓

事業の種類			埋立・干拓				
影響要因の区分			工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因		埋立工事 の実施	作業船の稼働及び 資材等運搬車両 の走行	埋立地 の存在	施設 の供用	
環境の自然的構成 要素の良好な状態 の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			○	
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	○	○ (資材等運搬車両の 走行に限る)		
			有害物質				
		騒音	騒音	○	○		○
			超低周波音				
		振動	○	○ (資材等運搬車両の 走行に限る)		○	
		悪臭					
	その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)			○	○
			水の濁り (浮遊物質)	○	○ (作業船の稼働に限 る)		
			富栄養化 (全窒素, 全りん)			○	
			有害物質				
		底質					
		地下水 その他の水環境					
	土壌環境, その他の 環境	地形・地質			○		
		地盤					
		土壌					
		その他 の環境	日照障害				
			風況				
	シャドーフリッカー 反射光						
	生物の多様性の確保 及び自然環境の 体系的保全	動物		○		○	
植物			○		○		
生態系			○		○		
人と自然との豊かな 触れ合いの確保	景観			○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		○		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○				
		残土					
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス					

表3-10 各種造成事業(※2)

事業の種類				各種造成事業				
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用		
環境要素	影響要因			造成工事の実施	資材等運搬車両の走行	造成地・施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				○	
			二酸化硫黄				○	
			浮遊粒子状物質				○	
			粉じん等	○	○			○
			有害物質					
		騒音	騒音	○	○			○
			低周波音					
		振動	○	○			○	
		悪臭						
		その他の大気環境						
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD))					
			水の濁り (浮遊物質(SS))	○				
			富栄養化 (全窒素、全磷)					
			有害物質					
		底質						
		地下水						
		その他の水環境						
	土壌環境、その他の環境	地形、地質	地形、地質			○		
			地盤					
			土壌					
その他の環境		日照障害						
		風況 シャドーフリッカー 反射光						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物					○		
	植物					○		
	生態系					○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場					○		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等		○				
		残土		○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○	
		その他の温室効果ガス					○	

(※2) 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、運動場又はレクリエーション施設、住宅団地の造成、その他の土地の造成

表6-11 土石採取

事業の種類			土石採取		
影響要因の区分			工事の実施		存在・供用
環境要素	影響要因		土石採取の実施	土石運搬車両の走行	採石場跡地の利用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素		
			二酸化硫黄		
			浮遊粒子状物質		
			粉じん等	○	○
			有害物質		
		騒音	騒音	○	○
			超低周波音		
		振動	○	○	
		悪臭			
	その他の大気環境				
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)		
			水の濁り (浮遊物質)	○	
			富栄養化 (全窒素, 全りん)		
			有害物質		
		底質			
		地下水 その他の水環境			
	土壌環境, その他の環境	地形・地質			○
		地盤			
		土壌			
		その他の環境	日照阻害		
風況 シャドーフリッカー 反射光					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物			○	
	植物			○	
	生態系			○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観			○	
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	○		
		残土	○		
	温室効果ガス等	二酸化炭素			
		その他の温室効果ガス			

表6-12 港湾計画

事業の種類				港湾計画						
影響要因の区分				存在・供用						
環境要素	影響要因			主要な水域施設の存在	主要な外郭施設の存在	埋立地の存在	主要な水域施設又は係留施設の供用	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用	主要な臨港交通施設の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				○	○	○	
			二酸化硫黄							
			浮遊粒子状物質							
			粉じん等							
			有害物質							
		騒音	騒音							○
			超低周波音							
		振動							○	
		悪臭								
		その他の大気環境								
	水環境	水質	水の汚れ (生物学的酸素要求量, 化学的酸素要求量)	○	○	○				
			水の濁り (浮遊物質)							
			富栄養化 (全窒素, 全りん)							
			有害物質							
		底質								
		地下水								
		その他の水環境								
	土壌環境, その他の環境	地形・地質	地形・地質	○	○	○				
			地盤							
			土壌							
その他の環境		日照阻害								
		風況 シャドーフリッカー 反射光								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		○	○	○					
	植物		○	○	○					
	生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観			○	○					
	人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○					
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等								
		残土								
	温室効果ガス等	二酸化炭素								
		その他の温室効果ガス								

表 7 参考手法

7-1 大気質

対象項目	二酸化窒素，二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，粉じん等
------	--------------------------

調査すべき情報	調査方法
1 物質の濃度の状況 (1) 二酸化窒素 (2) 二酸化硫黄 (3) 浮遊粒子状物質	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報についての測定の方法は、対象とする物質ごとに以下のとおり定める測定の方法によるものであること 環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気の汚染についての測定の方法 環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法 環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法
2 気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 大気の拡散式（ブルーム式，パフ式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中にあつては、当該物質に係る環境影響が最大となる時期 供用時にあつては、施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大となる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-1 大気質

対象項目	有害物質
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 物質等の濃度の状況 (大気の拡散式に基づく理論計算を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
2 気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 当該物質及びその排出の特性を踏まえ、大気の拡散式（ブルーム式、パフ式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-2 騒音

対象項目	騒音
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 騒音の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・ この場合における情報についての測定の方法は予測を行う騒音の種類ごとに以下のとおり定める測定の方法によるものであること
(1) 建設作業騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準において定められた騒音についての測定の方法 ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法
(2) 道路交通騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準において定められた騒音についての測定の方法
(3) 工場騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準において定められた騒音についての測定の方法 ・ 騒音規制法第4条第1項の規定による特定工場における騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法
(4) 鉄道騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準において定められた騒音についての測定の方法 ・ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針において定められた騒音についての測定の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線鉄道騒音 ・ 在来線鉄道騒音 	
(5) 航空機騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準において定められた騒音についての測定の方法
2 沿道の状況 (道路交通騒音の予測を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
3 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (道路交通騒音の予測を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
4 地表面の状況 (建設作業騒音，工場騒音の予測を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
5 騒音の種類ごとの予測の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料の収集及び当該情報の整理

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音の種類ごとに音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（道路交通騒音においては日本音響学会道路交通騒音予測計算法，建設工事騒音においては日本音響学会建設工事騒音予測計算法に基づく予測式その他の騒音の種類ごとの一般的な予測式）であって，原則として最新のものをを用いた計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地域のうち，音の伝搬の特性を踏まえ，騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音の伝搬の特性を踏まえ，予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 ・ 道路交通騒音の予測については，道路境界から50mの範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中にあっては，騒音に係る環境影響が最大となる時期 ・ 供用時にあっては，施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することが出来る場合）

7-2 騒音

対象項目	超低周波音
------	-------

調査すべき情報	調査方法
1 超低周波音の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については、超低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に定められた測定の方法によるものであること
2 超低周波音の影響に特に配慮すべき施設及び住宅の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 超低周波音の特性を踏まえ、超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 超低周波音の特性を踏まえ、調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 超低周波音の特性を踏まえ、調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 音の伝搬理論に基づく予測式若しくは経験的な回帰式による計算、模型実験又は事例の引用若しくは解析その他の適切な手法 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、超低周波音の特性を踏まえ、超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 超低周波音の特性を踏まえ、予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中にあつては、超低周波音に係る環境影響が最大となる時期 供用時にあつては、施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-3 振動

対象項目	振動
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 振動の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・ この場合における情報については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法によるものであること
2 地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
3 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 (道路交通振動の予測を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中にあつては、振動に係る環境影響が最大となる時期 ・ 供用時にあつては、施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-4 悪臭

対象項目	悪臭
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 悪臭の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報のうち臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること この場合における情報のうち特定悪臭物質濃度については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第5条の規定により環境大臣が定める方法によるものであること
2 気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法によるものであること

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 煙突等から排出される悪臭については、大気拡散式（ブルーム式、パフ式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 施設から漏えいする悪臭については、事例の引用又は解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-5 水質

対象項目	水の汚れ（生物化学的酸素要求量，化学的酸素要求量）
------	---------------------------

調査すべき情報	調査方法
1 河川域にあっては生物化学的酸素要求量の状況，海域にあっては化学的酸素要求量の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については，環境基準において定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法によるものであること
2 流れの状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては物質の拡散等による生物化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 海域にあっては物質の拡散等による化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ダム・堰の区域にあっては物質の拡散等による水の汚れの変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては物質の拡散等による生物化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 海域にあっては物質の拡散等による化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 ダム・堰の区域にあっては物質の拡散等による水の汚れの変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては物質の拡散等による生物化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 海域にあっては物質の拡散等による化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 ダム・堰の区域にあっては物質の拡散等による水の汚れの変化の特性を踏まえ，調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては生物化学的酸素要求量について単純混合式その他の理論式を用いた計算 海域にあっては化学的酸素要求量について物質の収支に関する計算式その他の理論式を用いた計算 ダム・堰の区域にあっては水の汚れについて物質の収支に関する計算式その他の理論式を用いた計算 事例の引用又は解析 	<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては物質の拡散等による生物化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 海域にあっては物質の拡散等による化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ダム・堰の区域にあっては物質の拡散等による水の汚れの変化の特性を踏まえ，水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 河川域（ダム・堰の区域を除く）にあっては物質の拡散等による生物化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 海域にあっては物質の拡散等による化学的酸素要求量の変化の特性を踏まえ，予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 ダム・堰の区域にあっては物質の拡散等による水の汚れの変化の特性を踏まえ，予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-5 水質

対象項目	水の濁り（浮遊物質）
------	------------

調査すべき情報	調査方法
1 濁度又は浮遊物質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報のうち浮遊物質については、環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法によるものであること
2 流れの状況 3 気象の状況 4 土質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 浮遊物質の物質の収支に関する計算式（単純混合式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-5 水質

対象項目	富栄養化（全窒素，全りん）
------	---------------

調査すべき情報	調査方法
1 全窒素及び全りんの状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 この場合における情報については，環境基準において定められた全窒素及び全りに係る水質の汚濁についての測定の方法によるものであること
2 流れの状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性並びに窒素及びりんの収支の特性を踏まえ，富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性並びに窒素及びりんの収支の特性を踏まえ，調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性並びに窒素及びりんの収支の特性を踏まえ，調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 統計的手法，窒素及びりんの収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 窒素及び燐の拡散の特性を把握するための適切な手法 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち，水域の特性並びに窒素及びりんの収支の特性を踏まえ，富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	<ul style="list-style-type: none"> 水域の特性並びに窒素及びりんの収支の特性を踏まえ，予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-5 水質

対象項目	有害物質
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 物質の濃度の状況 (物質の収支に関する計算を行う場合)	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
2 流れの状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・水域の特性及び当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・水域の特性及び当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・水域の特性及び当該物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質及びその排出の特性を踏まえ、当該物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、水域の特性及び当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・水域の特性及び当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-6 底質

対象項目	底質
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 当該物質にかかる底質の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・調査地域における底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・調査地域における底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質の特性を踏まえ、当該物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、当該物質の拡散の特性を踏まえ、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・当該物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	・影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-7 地下水

対象項目	地下水質
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 物質の濃度の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
2 地下水の水位の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
3 地質の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
4 地下水の利用の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・地質の特性を踏まえて、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・地質の特性を踏まえて、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	・地質の特性を踏まえて、調査地域における当該物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・当該物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、地質の特性を踏まえて、当該物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・地質の特性を踏まえて、予測地域における当該物質に係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-8 地形・地質

対象項目	地形，地質
------	-------

調査すべき情報	調査方法
1 地形及び地質の状況 2 土地の安定性の状況 3 配慮すべき地形及び地質の分布，状態及び特性	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地形及び地質の特性を踏まえ，調査地域における配慮すべき地形，地質に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 土地の特性を踏まえ，調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 地形及び地質の特性を踏まえ，調査地域における配慮すべき地形及び地質に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な時期 土地の特性を踏まえ，調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 配慮すべき地形及び地質について，分布，成立環境の改変の程度を把握した上で，事例の引用又は解析 土地の安定性について，表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で，斜面安定解析等の土質工学的手法 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち，地形及び地質の特性を踏まえ，配慮すべき地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地域のうち，土地の特性を踏まえ，土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	—	<ul style="list-style-type: none"> 地形及び地質の特性を踏まえ，配慮すべき地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期 土地の特性を踏まえ，土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-9 地盤

対象項目	地盤沈下
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 地盤沈下の状況 2 地質の状況 3 地下水の水位の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・地質の特性を踏まえて地下水の水位低下による地盤沈下にかかる環境影響を受ける恐れがあると認められる地域	・地質の特性等を踏まえ、調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	・地質の特性を踏まえ、調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・地下水の水理に関する解析又は圧密沈下理論式等を用いた計算又は事例の引用若しくは解析	・調査地域のうち、地質の特性を踏まえて、地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	-	・施設等の供用が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合）

7-10 その他の環境

対象項目	日照障害
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 土地利用の状況 2 地形の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	—	・土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・等時間の日影線を描いた日影図の作成	・調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設等の設置が完了する時期

7-10 その他の環境

対象項目	風況
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 風の状況 2 風の状況に影響を及ぼしていると考えられる既存工作物の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周辺地域	・調査地域における風況に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	・調査地域における風況に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・風洞実験、流体数値シミュレーションその他の適切な手法	・調査地域のうち、風況の特性を踏まえ、風況に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域	・予測地域における風況に係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設等の設置が完了する時期

7-10 その他の環境

対象項目	シャドーフリッカー
------	-----------

調査すべき情報	調査方法
1 土地利用の状況 2 地形の状況	・文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・土地利用及び地形の特性を踏まえ、シャドーフリッカーに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	—	・土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・等時間の日影線を描いた日影図の作成	・調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、シャドーフリッカーに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域におけるシャドーフリッカーに係る環境影響を的確に把握できる地点	・施設等の運転が定常状態になる時期及びシャドーフリッカーに係る環境影響が最大になる時期

7-10 その他の環境

対象項目	反射光
------	-----

調査すべき情報	調査方法
1 土地の利用状況 2 地形の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	・反射光の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点	・反射光の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・事例の引用又は解析	・調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	—	・反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-11 動物

対象項目	動物
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 陸域にあつては、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 2 海域にあつては、鳥類、魚類、水生生物その他主な動物に係る動物相の状況 3 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況、生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺地域 	<ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 	<ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期および時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 重要な種及び注目すべき生息地について分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、動物の生息環境の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	-	<ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-12 植物

対象項目	植物
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 陸域にあつては、種子植物、シダ植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 2 海域にあつては、主要な藻場の分布の状況その他主な植物に関する植物相の状況 3 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺地域 	<ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 	<ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 重要な種及び重要な群落について分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	—	<ul style="list-style-type: none"> 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-13 生態系

対象項目	生態系
------	-----

調査すべき情報	調査方法
1 動植物その他の自然環境に係る概況 2 複数の注目種等の生態，他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周辺地域	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間，時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・注目種等について分布，生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で，事例の引用又は解析	・調査地域のうち，動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ，注目種等に係る環境影響を受けると認められる地域	—	・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ，注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-14 景観

対象項目	景観
------	----

調査すべき情報	調査方法
1 主要な眺望点の状況 2 主要な自然的、歴史的、文化的景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 4 地域特性を踏まえた景観の状況	<ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺地域 	<ul style="list-style-type: none"> 景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び主要な景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 対象事業実施区域及びその近傍における地域特性を踏まえた景観に係る眺望点及び景観資源並びに眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 	<ul style="list-style-type: none"> 景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び主要な景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時間、時期及び時間帯 対象事業実施区域及びその近傍における地域特性を踏まえた景観に係る眺望点及び景観資源並びに眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時間、時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点及び主要な景観資源について分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 主要な眺望景観について完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法 地域特性を踏まえた景観に係る眺望点及び景観資源について分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 地域特性を踏まえた景観に係る眺望景観について完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法 	<ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び主要な景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地域のうち、地域特性を踏まえた景観に係る眺望点及び景観資源並びに眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 	—	<ul style="list-style-type: none"> 景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び主要な景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期 地域特性を踏まえた景観に係る眺望点及び景観資源並びに眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-15 人と自然との触れ合いの活動の場

対象項目	人と自然との触れ合いの活動の場
------	-----------------

調査すべき情報	調査方法
1 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布，利用の状況及び利用環境の状況	・文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
・対象事業実施区域及びその周辺地域	・人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ，調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点	・人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ，調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間，時期及び時間帯

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・主要な人と自然との触れ合いの活動の場について，分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で，事例の引用又は解析	・調査地域のうち，人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	—	・人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ，主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

7-16 廃棄物等

対象項目	廃棄物等
------	------

調査すべき情報	調査方法
1 発生する廃棄物等の種類	・ 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
2 廃棄物等の種類ごとの発生抑制の方法及び循環的な利用に関する技術	・ 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理
3 廃棄物等の種類ごとの処分又は循環的な利用に供する施設の状況	・ 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理

調査地域	調査地点	調査期間等
・ 対象事業実施区域及びその周辺地域	—	—

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・ 建設工事若しくは事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生の状況並びに処分又は循環的な利用の状況を把握するための適切な手法	・ 対象事業実施区域	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中にあつては、工事期間 ・ 供用時にあつては、事業活動が定常状態にある時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することが出来る場合） ・ 太陽電池発電所にあつては、発電事業の終了時

7-17 廃棄物等

対象項目	残土
------	----

調査すべき情報	調査方法
—	—

調査地域	調査地点	調査期間等
—	—	—

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・ 建設工事に伴い発生する残土の発生の状況並びに処分及び利用の状況を把握するための適切な手法	・ 対象事業実施区域	—	・ 工事期間

7-18 温室効果ガス等

対象項目	二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素, 代替フロン等
------	----------------------------

調査すべき情報	調査方法
1 温室効果ガス等の排出係数その他の温室効果ガス等の排出量や削減量等の算定に係る原単位の把握	・文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

調査地域	調査地点	調査期間等
—	—	—

予測方法	予測地域	予測地点	予測対象時期等
・事業活動に伴い発生する温室効果ガス等の排出量や削減量（再生可能エネルギーを使用する場合の環境改善効果を含む。）等を把握するための適切な手法	・対象事業実施区域	—	・工事中にあつては、工事期間 ・供用時にあつては、事業活動が定常状態にある時期